

令和5年度第2回京都市はぐくみ推進審議会の開催結果について

1 日程

令和6年1月19日（金）から2月2日（金）まで

2 審議案件

京都市はぐくみプランの進捗状況等について

第2期京都市子ども・子育て支援事業計画の実績について

3 事務局からの報告案件

京都市はぐくみ推進審議会委員の改選等について

次期計画策定に向けた今後の予定スケジュールについて

4 開催方法

書面による審議

5 審議結果

各委員からの御意見について、本市の意見を回答

詳細は、別紙「令和5年度第2回京都市はぐくみ推進審議会 御意見の内容
及び本市の見解」のとおり

(別紙) 令和5年度第2回京都市はぐくみ推進審議会 御意見の内容及び本市の見解

No.	御意見の内容	本市の見解
1	概ね順調に進捗していることは、各担当部署での努力の成果であると思います。 特別なニーズがあり、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援については、把握がしやすい面があります。一方、すべての子育て家庭に対する施策については、それぞれのニーズにあっているか、役にたっていると実感されているか等のはかりにくいので、より一層、ニーズの把握に務められ、施策の周知により気軽に利用してもらえるよう努めていただきたいと思います。	様々なニーズをとらえ、引き続き、計画を着実に推進してまいります。
2	こども基本法、こども大綱に基づいて、こども・若者の参加、意見反映については、京都市におけるこれまでの活動の実績なども踏まえて、京都市らしい、実質のあるものにしていくことを期待しています。	次期計画策定等における子ども・若者の意見反映について、着実に推進してまいります。
3	コロナ禍を過ぎオンラインが当たり前になりましたので、若者のいろいろな相談事などオンラインを使ってできないかと思います。	「京都市子ども・若者総合相談窓口」では、コロナ禍からオンライン相談を実施するなど、できる範囲でオンラインを活用しております。こういった取組があることを周知し、引き続き事業を進めてまいります。
4	関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化について 具体策が大切であるとする。取組の具体性がほしい。	被虐待児等への支援に係る関係機関連携については、要保護児童対策地域協議会の枠組を活用し、代表者会議（要対協構成機関の代表が集まり、行政区内の児童虐待の現状の共有、取組の把握や情報共有）や個別ケース検討会議（個別ケースにおける支援方針、役割分担等、具体的な支援内容の検討等）等を通じて、管理者・実務者ともに連携を深めながら、日頃からの支援に取り組んでおります。 また、民間保育園等に対しては、毎年、集団指導という位置づけで実施している運営説明会のなかで、児童虐待が疑われる場合の対応等について説明しています。
5	「20歳」を社会全体で祝う取組の拡充や「18歳」に成人の自覚を促す取組の実施について この取組では、成人の自覚を促すのは難しいと考える。	京都市ホームページやSNS、学生向けアプリ等のツールを活用して周知に取り組んでいるところですが、より効果的な手法について検討してまいります。

6	若者の非行防止について 具体策が大切であるとする。取組の具体性がほしい。	今後ともより適切な取組を検討しながら、若者の非行防止及び地域の環境浄化活動に取り組む青少年育成団体と連携のうえ、少年の非行対策に努めてまいります。
7	妊娠 11 週以下での妊娠届出率を 100%に上げるために、貧困層などに対する支援と、小中高での性教育に力を入れる必要があるのではないかと。	本市では、低所得妊婦を把握した際には、生活保護や社会福祉協議会等の相談窓口へつないだり、子どもはぐくみ室において、医療機関等と連携のうえ、必要な支援を実施しております。 また、市内の学校等において中高生対象の体験型の思春期健康教育を実施し、子どもたち一人ひとりが、妊娠・出産・育児について理解を深められるよう、取り組んでおります。 安心して出産・子育てができるよう、引き続き、必要な支援に取り組んでまいります。
8	京都市の出生率が依然として低い傾向にあるのが気になります。案件に繋がっているような事業が養育者、子ども・若者本人に届くような広報の工夫も重要と思います。	資料 1-1「5 今後に向けた主な取組（１）」のとおり、子育て環境の魅力など子ども・子育て世帯向けの情報をまとめた京都市子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」を 1 月にリリースしました。当該サイトの内容を充実させるとともに、サイト自体の周知も行なってまいります。
9	子どもの最善の利益の保障に向けた取り組みの強化を期待します。子どもの権利ノートの配布を児童養護施設等だけではなく、各小中学校で配布し、すべての子どもが権利について学ぶ機会の確保、権利教育の充実が重要と考えます。	小・中・義務教育学校の道徳科の教科書において、「子どもの権利条約」や「世界人権宣言」が掲載されている等、児童生徒は権利・人権について学習しているところです。今後とも、学校の教育活動全体を通じて、権利・人権への理解が深まるよう取り組んでまいります。
10	社会的養護経験者の自立支援については令和 4 年の児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の拡充、社会的養護自立支援拠点事業の新設がなされています。政令市である京都市の取り組みの充実を希望します。	児童自立生活援助事業の拡充については、児童福祉法の改正内容をもとに、事業の実施に取り組んでまいります。 社会的養護自立支援拠点事業について、生活相談等支援事業を青少年活動センターの指定管理業務の一部として位置づけ実施しておりますが、公募の時期等を見据え、法定事業化された本事業への移行について、引き続き検討いたします。

11	概ね順調に事業が進んでいることはとても評価できます。 一方、進捗状況表で「主な成果」と書かれているように、成果のみが書かれていて課題については触れられておらず、何が課題なのか分かりにくくなっています。 青少年に限って言えば、資料 1-2 の 12 ページ、施策 No. 1504～1508 で、事業内容に対して事業を実施しましたとありますが、実施した結果どうなったのかについても成果として触れてほしいなと思います。 また、13～14 ページ、施策 No. 1701～1714 も成果として参加者数等が書かれていますが、その数に対して担当課がどのように評価しているのかが分からないため、それに対するコメントもしづらい状況です。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
12	様々な事業をコロナ禍の中で進められており、全体として非常に評価できます。 ただ、「現状と課題」において「課題」が何であるのかが分かりにくい項目もあるようです。 青少年に限っていうと、事業名⑥で「現状と課題」に「利用ニーズに応えるために、引き続き新たな実施場所や職員の確保図っていきます」と書かれているということは、潜在的ニーズがあるということ把握されているかと思います。だとするとニーズを顕在化するために何が必要かについても記載されるとなおいいいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
13	令和 5 年度も終わり近くなってから令和 4 年度の評価というのは少し遅い気がします。特に令和 5 年度はコロナが 5 類になり、令和 5 年度の状況と劇的に変化しており、現段階での令和 4 年度の評価に対するコメントがしづらい状況です。コロナ禍のこともありますが、もう少し早くに取りまとめを行うことはできないのでしょうか。	御意見を踏まえ、今後の会議運営の参考とさせていただきます。
14	令和 4 年度は現行計画の中間年であり、3 年目ということでの評価や課題についてもあった方がいいなと思いました。	今後の資料作成の参考とさせていただきます。 なお、令和 5 年 2 月 1 日付で中間見直しを実施しております。詳細は、以下を御確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000260990.html

15	課題については対面開催であればその場でお伺いすることができたと思いますので、その意味でも対面開催で補足説明等を伺えることがありがたいです。	御意見を踏まえ、今後の会議運営の参考とさせていただきます。
16	令和２年に障害を持つ子（支援学校高等部２年男子）を絞殺し、自身も自殺を図る事件が起きました。私たちは親の会として、親を孤立させない、一人にさせないことを大変重要と考え活動していますが、検証報告書を拝見すると、学校と福祉機関との連携が不十分であったことが指摘されています。今後の具体的な方策を伺いたい。	検証報告書においては、学校が把握している子どもや保護者に関する情報を、対象の世帯に関わる福祉行政機関とも共有できる仕組みを、予め構築しておくことが必要であったとの御指摘をいただいています。今後は提言を踏まえて、事例を通じた連携方法の確認・共有や、各機関の役割・機能の改めての周知等の実施など、連携強化のための取組を検討してまいります。
17	大変多くの事業が推進されていること、心強く感じます。子育て世代の流出が防止できるよう、住居費の課題とタグを組めれば生きてくると思います。	都市計画局住宅室においては、若者・子育て世帯の定住促進に向けた以下の取組を進めております。 ○市営住宅の利活用による若者・子育て応援住宅を供給 ○路地等に面する既存住宅の改修、建替え及び流通促進 ○空き家対策の推進 ○既存マンションの流通促進 引き続き、必要な施策の検討及び実施に向けて取り組んでまいります。
18	昨年、国の施策として、乳幼児健康診査に５歳児健診の追加実施に向けての動きがありました。新たな事業となり、質の向上が課題となると思われます。	本市では、全ての乳幼児健康診査（４か月児・８か月児・１歳６か月児・３歳児）について、診察や個別相談等を通じた総合的かつ正確な健診を実施しております。 ５歳児健診については実施しておりませんが、国において地域の実情に応じた幼児期発達障害支援体制を整備するよう示されており、本市においても、定期健診終了後も保護者から相談があった際は、健康相談や心理発達相談につなげ、必要に応じて精密検査を促す等の対応に努めているところです。 また、令和６年１月に国において５歳児健康診査の実施を推奨する方針が示されており、実施の可否を含め、検討してまいります。 引き続き、適切な乳幼児健康診査の実施に努めるとともに、子どもの発育・発達に不安を有する保護者には、丁寧な相談対応を実施してまいります。

19	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、量の見込みと実績が乖離すると評価されている項目が見られたが、順調に回復しているものがある一方、依然変化のないものもあり、分析が必要かと思われた。	今後の資料作成の参考とさせていただきます。 なお、令和5年2月1日付で中間見直しを実施しております。詳細は、以下を御確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000260990.html
20	きちんと正確な数を把握されていることに感謝します。 特異な才能のある子ども・不登校の子どもを匠の技を体験させる事業が、市教委で昨年11月に行われました。このように、文化庁、子ども若者の就労支援、不登校を組み合わせた、事業をまたいでの新たな試みも生まれてくる土地柄です。 京都市での暮らしを誇れるよう、微力ながら尽力したいです。	本市の良さを活かし、引き続き、計画を着実に推進してまいります。
21	概ね、施策・事業が実施できている状況であるということがわかりました。ただ、指標に偏りがあり、全ての子ども達をはぐくむ場があるのは確認できましたが、「健やかに」の点においては見えづらいものとなっています。子どもの成長発達において京都市としての今優先順位の高い課題は何になるのでしょうか。	本市では、安心して妊娠・出産・子育てできる環境や、子ども・若者が健やかに希望を持って育ちあうことができる環境づくりに向けて、企業や関係団体、市民の皆様の御理解と御協力のもと、妊娠前から子ども・若者まで切れ目のない支援を推進しております。今後も、子育て家庭をはじめ、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人が魅力を感じ、「京都で子育てしたい」と思えるまちと、こども大綱の趣旨も踏まえた「こどもまんなか社会」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。
22	資料2で、「1 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保実績について」地域差について述べてありますが、具体的にどの地域のことを言っておられるのかご教示頂けますか。	少子化により全市的に就学前児童数が減少する中、昨年度に事業計画の中間見直しを実施しており、見直し後、確保必要量がある地域（山科、下京、伏見）は、依然として保育ニーズが高い地域と言えます。
23	「2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保実績について」で「子育て支援コンシェルジュ」の取組があげられています。大変重要な役割だと思いますが、認知度はあがってきているのでしょうか。窓口対応件数などはいかがでしょうか。それだけ利用されているのかも大事な実績だとおもったので、お伺いいたしました。	「子育て支援コンシェルジュ」につきましては、認知度調査を実施していないため、数値は不明ですが、妊娠に伴い来庁される機会をはじめ、ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」など、様々な機会を通じて、必要な方へ認知いただけるよう取り組んでおります。 また、窓口対応件数につきましては、日々、コンシェルジュとして、窓口、電話、訪問など、絶えず対応しており、正確な件数の算定が困難となっております。

24	切れ目のない支援を実際に行っているというのは見えにくく、日頃の支援の努力を示すことは大変難しいと思いますが、丁寧に実績をまとめて頂き、記録に残すことは重要だと思います。PDCA を回していい事業展開ができるよう、引き続き、頑張ってください。	今後も実績について、丁寧にまとめつつ、検証し、引き続き、計画を着実に推進してまいります。
25	新たな子育て支援ポータルサイト等、積極的な情報発信を歓迎するものの、実際には各部局それぞれに「子育て環境の整備に資する情報発信」を謳った事業が予算化されていて従来から指摘されている“縦割り”感が否めません。 各部局で発信出来る情報を一つに集約して、必要な層に届けられる情報のマッチングが出来ないものでしょうか？ 子ども若者はぐくみ局が目指す「子どもで横串」を、情報の収集・整理・発信で行っていただければと期待しています。	新たな子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」では、他局他課が展開している子ども・子育て世帯関連事業の各サイトのバナーを、トップページ上からまとめて閲覧できるようにしております。 今後も子ども・子育て情報がひとつにまとまったサイトとして運用できるよう、他局他課へ「はぐくーもKYOTO」との積極的な連携を促してまいります。
26	子ども・若者の意見を尊重し、反映する仕組みづくりの方向性に賛同します。 京都市が従来積み上げて来た、市民参加の理念や仕組みが、子どもの声を聞く場面においても活かされるようお願いしたいです。 また、具体的に子どもの声を聞く方法として、子どもコミッショナー、子どもオンブズマン・オンブズパーソン、子どもの人権機関等の参考事例が取り入れられるようお願いしています。	次期計画策定等における子ども・若者の意見反映について、着実に推進してまいります。 また、意見聴取方法等について、今後の参考とさせていただきます。
27	青少年が参画している付属機関等の割合について、現況は目標を上回っている。意見反映の観点としても重要な部分だが、参画の度合いを考えるとまだまだ改善の余地があるように感じられる。平日昼間の実施はどうしても青少年の参加が難しい現状があり、この点についても今後検討していただきたい。	付属機関等を所管している部署とも連携し、審議会等を開催する際は青少年が参加しやすいような工夫を検討するよう、各所属に案内したいと考えております。
28	今後に向けての取組として、子ども・若者の意見反映の取組の検討・推進について触れられているが、大いに賛同する内容である。 表面的な対応ではなく、若者主体で物事を捉えられるよう積極的に進めていっていただきたい。	次期計画策定等における子ども・若者の意見反映について、着実に推進してまいります。
29	資料 1-2 と併せて見たいが、どの施策か探しにくい。施策 No を表記したほうが見やすいと思う。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。

30	全て推進中になっているが、実施状況がレベルもしくは優先順位で分かる表記にしてほしい。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
31	良い点だけでなく、困難な点や今後の課題も表記してほしい。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
32	私の子供は、実際にジョイントプログラムをやってます！すごくいい取り組みだと実感しています。	小中一貫学習支援プログラムについて、予習→確認テスト→復習を1サイクルとして、小学4年生から中学3年生の間に計13回実施しているところです。今後も、義務教育9年間を通じて、児童生徒の自学自習の習慣化と確かな学力の定着を図ってまいります。
33	フォーマットは去年と同じだと思います。実施状況や内容が見やすい資料にしてほしい。そうすればより深い意見質問ができる。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
34	量の見込み確保方策と実施の利用回数に大きな乖離がある項目は、令和5年度、6年度の量の見込み確保数の修正を検討したほうがいいのか。	今後の資料作成の参考とさせていただきます。 なお、令和5年2月1日付で中間見直しを実施しております。詳細は、以下を御確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000260990.html
35	自由来館や自由イベントについて、「僕は児童館にいつも通ってないから行けない」と思っている子供、そういう居場所自体を知らない子供が多いように感じる。広告掲示を増やしたり、近くの小中学校で事業内容を子供たちに説明する機会があればいいと思う。	児童館における自由来館事業や各種イベントについては、各児童館のホームページでの広報に加え、毎月、児童館だよりを発行のうえ、各区のはぐくみ室や小中学校及び近隣の関係機関等への配架による周知や、町内会の回覧を活用した地域への周知を実施する等、広報に係る取組を行っております。 御意見いただきましたとおり、児童館が子どもたちの居場所として機能することは重要であると認識しており、引き続き、様々な手法による広報等を行い、利用促進に努めてまいります。
36	待機児童に関してはゼロの継続ということですが、特定の保育所（認定子ども園）に入りたいとして待機しているケースはこの集計から除外されているのでしょうか。いわゆる「隠れ待機児童」と言われているものです。もし「隠れ待機児童」が一定数いれば、ミスマッチをなくす対策なども重要になるのかと思いました。	国定義上、「他に利用可能な施設・事業所があるにもかかわらず、特定の施設・事業所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童に含めない」とされています。この特定園希望の理由により保留となった方は毎年発生しており、令和5年4月時点でも188人おられます。特定園希望の方全てが希望する園に入所することは困難であり、これをゼロにすることは目標としておりませんが、今後もより多くの方に希望施設を利用いただけるよう、引き続き丁寧な利用調整に努めてまいります。

37	今後進展する少子化を勘案すると、これからは、待機児童が0化など保育の「量」だけでなく、保育/幼児教育の「質」を見る指標（数値化）も開発していくべきかと思います（現にある保育所等の設置基準などとは異なるものとして、また資料1-2に記載されている保育士の研修とも異なるものとして）。 大学のような教育機関では、教育の質保証のために、各授業のアンケートをはじめ、自己点検・自己評価、外部機関による認証評価があります。認証評価のシステムを構築するのは難しいとしても、質の評価に関連して、保護者・職員・地域などにアンケートを（毎年/卒業時など）実施し、質向上のためのPDCAサイクルを回してもらう、などがあるといいかもしれません（アンケート等を実施している園もあるかとは思いますが）。	国における「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」のとりまとめにおいても、『保護者等にもわかりやすい評価結果の公表など、自園の保育や様々な取組の見える化と情報発信』が保育所等において今後求められる主な取組の一つとして示されているところです。 いただいた御意見も参考にさせていただきながら、今後も保育の質の向上に資する取組を推進してまいります。
38	子どもの教育環境について 小学校で将来の夢や可能性を狭めないように、「資料1-2 No.1410」に記載されている探求学習の推進みならず、小学校で将来の仕事・職業などを考える教育にあわせてジェンダー教育（アンコンシャスバイアスへの気づき）の導入を推進するといったのではないかと思います。 （そのためにはまず教職員の研修が必要になるかもしれませんが）。 日本では、管理職など上位職の女性比率、理系分野に進む女性の比率等が極めて低く、課題になっています。幼い年齢からジェンダーなどのアンコンシャスバイアスへの気づきをもたらす教育を推進することは、キャリア教育にもつながりますが、男性の育休の推進など、ジェンダー平等、人権意識の向上にもつながるため、効果的なのではないかと思います。	本市では男女平等に関する理念を教育活動に浸透させることを重要な課題に位置づけ、学校生活のあらゆる場面において男女共同参画の視点に立った教育実践を行っているところです。 また、性別に捉われることなく自分らしく人生や社会を創造することが出来る力を育むためのキャリア教育を推進するとともに、教職員の意識改革を図るための研修会を実施するなど今後も男女共同参画の理念をふまえた取り組みを一層推進してまいります。
39	「資料1-1」掲載の事業が「資料1-2」と連動していることがわかるようにNo.を記載して頂けると見やすいです。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。

40	指標に対して数字で実績を図る評価では、質が見えてきません。量と質の両面から子育てを社会全体で支える、というのが新制度のキャッチです。特に、資料 1-1 に記載の（２）待機児童ゼロについては現場職員や保護者、子どもたちの悲痛な声をご承知のことと思います。今後、声に耳を傾け、子どもの最善の利益を守り、健全育成にむけた量と質の両面を評価する指標の検討や条例の見直しをしていただければと願います。	御意見いただきましたように、現場職員や保護者、子どもたちのお声や、利用調整結果を踏まえつつ、より良い子育て環境を提供できるよう、今後も努めてまいります。
41	医療的ケアについては、研修などを充実して支援体制を丁寧に進めてこられたことと思います。 対象児数は何名のうち 33 名の受け入れだったのでしょうか。保育に預けたくても希望が叶わなかったケースはゼロなのか、あるのなら課題を示してください。	利用調整において、療育施設との併行通園による保育利用の提案や、30 分以内で通園可能な園の紹介をしましたが、御希望に合わず辞退された方はおられます。これらの取下げや辞退された方を除きますと、希望された方は全員保育利用につながっております。 一方で、医療的ケア児を受入可能な施設には地域的な偏りもあり、体制確保等の理由により受入園の新規開拓が進まないことが課題と言えます。
42	たくさんの事業をどこまで書き記すかにかかわりますが、全体的に何が課題なのかがぼやけています。	御意見を踏まえ、今後の資料作成の参考とさせていただきます。
43	資料 1-2 No. 1213 の子育てサロン、サークル活動の支援を引き続き推進していただいているようですが、実質どの程度動いているのかわかる範囲で示してください。	子育てサロンや子育てサークルは自主的な活動ではありますが、本市においては、毎月の情報発信への協力から必要に応じて運営に対する助言等を行うなど、様々な支援を行っております。 ※実施有無の確認、毎月の情報発信への協力、相談への対応、事業計画への支援、講師の派遣など
44	10 年連続で待機児童ゼロを達成されたこと、また地域別の保育ニーズに合わせた調整がされていることは高く評価できる。ただ、その一方で定員割れとなっている施設も多いと聞いているため、今後も引き続き適切な保育が実施されるよう質の向上に努めていただきたい。	少子化により定員割れが拡大している状況を踏まえ、昨年度、実態に見合った定員となるよう定員変更ルールを見直しており、その結果、従来よりも、より柔軟な定員変更が可能となっております。 また、本年度も事業者の御意見を踏まえ、定員変更ルールの要件緩和を行っており、引き続き、待機児童対策への影響にも留意しながら、定員割れ対策を検討してまいります。

45	医療的ケア児の保育支援は時代の要請であり、受入実績を積み重ねておられることは理解できたが、職員の負担増が懸念される。人材確保が難しい情勢の中、加配等の人的支援及び保育士の待遇保全が求められる。	本市において定めた認定基準に基づき、医療的ケア児及び障害児認定区分の認定を受けた児童への加配制度を設けており、必要職員数を配置した場合、人件費の一部を補助しております。なお、現行の国制度においては、補助基準額の上限（1施設当たり約11,000千円）が定められていますが、十分とは言えず、積極的な受入を促すために本市独自で超過負担している状況です。そのため、引き続き国に対しても、ニーズに応じた補助の拡充等を求めてまいります。
46	GIGAスクール構想によるタブレット端末の配置により、授業デザインが大きく変わり、活用も予想以上の速さで進められている。もはや必要不可欠の道具となっているため、今後一時に迎える端末の更新がうまく進められるのかが心配され、見通しを明らかにしていただきたい。	1人1台のタブレット端末の更新に関しては、国において「国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、（略）予備機を含む1人1台PCの計画的な更新を行う。」とされ、今後5年程度をかけて計画的に更新が行われる予定です。本市においても、各校での日常的・主体的な活用が進む中、現行の端末のOSサポート期限が令和7年10月であることなどを踏まえ、適切な時期に更新できるよう、取組を推進してまいります。